

第36回 安来市農業委員会議事録

平成29年6月21日 午後2時00分 第36回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 小林 智弘君	2 番 安松 智君	3 番 青藤 治道君	4 番 大櫃 和則君
5 番 板垣 裕志君	6 番 藤原 明紀君	7 番 秋間千枝子君	8 番 増田 和夫君
9 番 北川 正幸君	10 番 伊藤 聡彦君	11 番 山本 朝來君	12 番 長谷川雅博君
13 番 新田 里恵君	14 番 根來 茂樹君	15 番 永田 正満君	16 番 塩見 秀雄君
17 番 富田由美子君	18 番 谷川 忠美君	19 番 妹尾 茂君	20 番 田邊チカ子君
22 番 板金 悟君	23 番 渡邊 克実君	24 番 小川 聡君	25 番 岩田 繁樹君
26 番 佐々木吉茂君	27 番 山崎 雅三君	28 番 加藤 昭彦君	29 番 宮本 重徳君
30 番 福田 渉君	31 番 岡田 一夫君	32 番 吉村 正君	33 番 小藤 昇君
34 番 渡邊 憲治君	35 番 齋藤 哲君	36 番 田中 通夫君	37 番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 6月21日 1日
日程第 3	議第146号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第147号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第148号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第149号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第150号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第155号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第156号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第157号 公共事業に伴う農地転用の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第36回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第36回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により37番 渡辺委員、1番 小林委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第146号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第146号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、隣接する母屋がある宅地は公道に接していない土地であり、明治の頃より宅地への進入路として当該土地の一部を利用しています。また昭和8年頃に母屋を建て替える際、離れの敷地の一部としたり、昭和20年頃にはコンクリートブロック造のハデ木小屋を建てるなど大部分が住宅敷地として利用して現在に至るものです。非農地証明事務取扱基準の農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について35番 齋藤委員お願いします。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤でございます。4ページの位置図をご覧ください。地図の右側に縮小図がございますが、真ん中下の方に赤く線が描いてあります。これが国道9号線でございます。この国道9号線の飯梨川東側交差点より北の方に50m入りますと、JAの集荷場がございます。そこから北へ約500m、それから東に約80m位行った所が現地でございます。以上でございます。

議長：田中 通夫君

次に現地調査3班の調査報告を33番 小藤委員お願いします。

33番 小藤 昇君

33番 小藤です。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は3班で、昨日、午後1時半より新田班長、小林委員、大櫃委員、小川委員、山崎委員と私、それと事務局より竹内局長、堀江係長とで行いました。非農地証明ということですが、現地では齋藤委員、渡邊委員、永田委員、妹尾委員に説明をいただきました。この度の住宅を改装、改築するために調査したところ、宅地及び住宅の進入路、またハデギ小屋を今回の非農地証明願の土地の一部を使用していたそうです。母屋を新築した昭和8年ごろより宅地の進入路として、また離れも明治の初め6年ごろに建築され、ハデギ小屋も昭和20年ごろに建てられております。すべての建物は、先程事務局から説明がありましたように、農地法が制定される昭和27年以前のものとされております。以上が非農地証明願の報告です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第147号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第147号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 200m、農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 400,000円です。

2番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 1,500m、農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 150,000円です。

3番及び4番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。3番及び4番は、耕作便利によ

る所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 500m、農機具は、トラクター1台、耕うん機2台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり 3番は、190,000円、4番が284,000円です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 2番 安松委員、2番の案件について 30番 福田委員、3番、4番の案件について 24番 小川委員お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。まず、申請地の場所ですが、JR安来駅から国道9号線を東へ約3.3km行った所に島田バス停がございます。その100m手前を右折し、150m行った所をさらに右折し、30m行った左側の水田でございます。譲受人は従来から譲渡人から作業受託をしております、退職を機にこの農地を取得して経営拡大をされるということでございます。また譲受人はオペレーターを務めており、意欲的に農業に取り組んでおられます。隣接する水田も譲受人の水田であり、従来通り水田として活用することから、周辺農地への影響はないものと考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

30番 福田 渉君

30番 福田です。まず場所の説明ですが、国道9号線より門生伯太線を800m上がり、右の方に300m行った坪坂の池の下で農地でございます。譲渡人は経営縮小、譲受人は経営拡大ということです。譲受人は29,063㎡の農地を耕作しており、周囲の農地も全部譲受人の農地であり、周辺農地への影響はないものと思われますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

24番 小川 聡君

24番 小川です。場所を説明いたします。能義小学校の前を走っている道路が県道米子広瀬線です。能義小学校より米子方面へ500m行きますと、斎場道路の交差点があります。その交差点を500m斎場の方へ上がった所の畑でございます。3番、4番案件とも現地を確認してきましたが、申請人は6,876㎡の農地を経営し、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請も経営拡大によるものであり、周辺農地の農業上の利用に影響はないものと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第5 議第148号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第148号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。現地につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、来客及び業務用駐車場で、権利の種類は、賃借権の設定です。申請者は、結婚式場の経営及び宿泊業を営んでおり、このたび伯太町東母里地内の古民家を取得しました。業務を行うにあたり、取得した古民家には車の駐車スペースが全くなく、申請地以外の他の土地も探しましたが適地が見つからなかった中、隣接する土地の所有者から了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、年20,000円です。以上です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番の案件について26番 佐々木委員 お願いします。

26番 佐々木 吉茂君

26番 佐々木です。9ページの位置図をご覧ください。この地図のやや右側に南北に走っております道路が安来伯太日南線で、上の方に大きく申請位置図とありますが、その上の方がこの伯太庁舎です。伯太庁舎の角の所の駐車場を南へ約200m行って、その右側の田んぼが申請地であります。以上です。

議 長：田中 通夫君

次に現地調査3班の調査報告を33番 小藤委員お願いします。

33番 小藤 昇君

33番 小藤でございます。5条申請の現地調査の報告をいたします。昨日、現地では佐々木委員、宮本委員、板金委員、塩見委員、秋間委員より説明をいただきました。申請理由は来客及び業務用の駐車場です。申請者は現在鳥取県杵水高原にて結婚式場の経営及び宿泊業をしておられます。この度申請地の古民家を取得して、同様の事務事業を展開されるため、駐車場として活用されるとのことです。申請地は古民家に隣接していて、近隣農地に悪影響を及ぼすことはない、また、所有者から協力を得られたということが理由です。この土地を駐車場としてマイクロバスを2台、来客用自家用車を7台駐車される予定だそうです。盛土は現在の表土を取り除き35から50cm土を水路の高さにされます。雨水は既設の水路に流されます。すべての同意書が提出されたこともご報告いたします。以上が5条申請の報告です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第6 議第149号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第149号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。農用地利用集積計画の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。計画要請につきましては、別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が548件、504, 717㎡、使用貸借が13件、11, 695㎡、全体で561件、総面積が 516, 412㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。農林振興課の種田です。今月の利用集積計画の内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、先月と同様に解除条件付貸借契約があります。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を決定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。5番、6番、7番、81番、82番の案件については新規就農者の案件になりますので、宮本担い手対策委員長の報告を求めます。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。先般15日に担い手対策委員会で審議したことを報告したいと思います。先程会長の方からありました5番、6番、7番、81番、82番の譲受人は2年前くらいに安来市で行われた新規就農の研修会に参加されておられました。比田の方で私も一緒になったわけですが、この方はまだ年齢も若い方ですし、比田に行ったときには同席しておられたのは婚約者の方でしたが、この方は関東の方のご出身です。この譲受人の方は米子の出身でございます。この方は有望だということを当時から聞いておりました。平成27年7月1日から翌年の6月30日まで安来の新規就農研修所で1年間研修をしておられます。平成28年7月1日から今年の6月30日まではJAの担い手支援センターで研修しておられます。将来的に考えておられるのは、有機野菜を栽培したいということで地元の方の指導の下でずっとやっておられるわけでございます。5年目くらいには借地面積を80a位、就農後5年目の所得目標として530万位という考えで収支計画を組んでおられます。先程言いましたように2年前は婚約者でしたが、現在はご結婚されて2人でやるというわけで、非常に熱い思いを私は感じました。経営特徴としましては、有機栽培JASの認証取得を前提として施設用葉物野菜をやりたいということでございます。収支計画書なども添付されております。本人さんも非常に熱い思いを持っておられますし、奥さんもそれなりの覚悟でおいでになっておられると思いますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

25番 岩田 繁樹君

議長。

議長：田中 通夫君

25番 岩田委員。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田でございます。先程3番案件の申請人が認定農業者として認められたと説明を受けました。私の認識では認定農業者というのは実績込で協議されると聞いていたのですが、まだ新しく出来たばかりの法人ですが、いきなり認定農業者として認められるわけですか。あるいは認定農業者の資格制度そのものの説明をしていただきたいです。

農林振興課：種田 容子君

回答になるかわかりませんが、経営改善計画という5年後の経営目標を立てられて、それが審査会の方で認定されると、認定農業者という形になります。5月末ごろの審査会で申請者の方も審査会を経て認定を受けておられます。

13番 新田 里恵君

議長。

議長：田中 通夫君

13番 新田委員。

13番 新田 里恵君

13番 新田です。人・農地プランの審査会にこの申請者の方も審議に上がっておりまして、その時にきちんと通っておりましたのでご報告します。

25番 岩田 繁樹君

今、言われたように5年間プランを作成されて申請するというのは聞いておりますが、収入に対して8掛けで320万円以上なければ認定されないと聞いたことがあります、収入が無くても計画書があれば誰でも認定されるということですか。

農林振興課：種田 容子君

誰でもというわけではありません。おおよそ400万円という目標があって、その8掛けで280万円くらいが5年後に達成できるような目標を立てられて、この計画通りに進めていけば大丈夫だという審査をしていただくようになります。JAや県の普及部、農業委員会も審査会で審査をしていただいています。

25番 岩田 繁樹君

分かりました。

2番 安松 智君

議長。

議長：田中 通夫君

2番 安松委員。

2番 安松 智君

すいません。2番 安松でございます。これは私の勉強不足かもしれませんが、新規就農者の件ですが、農地法で言うと50a以上ないと認められないわけですが、この経営基盤強化の方は構わない、あるいは高度な営農、ハウス等を用いるのでそれを満たさなくてもいいという案件なのかということをお教えいただきたい。

事務局：竹内 章二君

面積の事に関してお話をします。安来市の下限面積は50aで、これは原則通りです。どの地域であっても50aですが、特例として安来市農業委員会は施設園芸については30a程度から新規就農を認めるということになっております。営農計画がきちんと立って所得が320万円で目標が達成できるということをやっております。

2番 安松 智君

わかりました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第150号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。議第150号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出については、別紙資料2ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。申出書の内容等につきましては、別紙資料2の2ページから5ページに掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：種田 容子君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書が提出されましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

この案件につきましては、14番 根来中海干拓対策委員長の報告をお願いします。

14番 根来 茂樹君

失礼します。14番 根来でございます。中海干拓対策委員会の報告をさせていただきます。今回の案件は昨年、一昨年と2年連続して行っているあっせんでございます。一昨年は27年4月、21,341㎡、7筆、昨年28年4月、21,867㎡、7筆。合計して14筆、43,208㎡の農地をあっせん耕作されておりまして、その農業経営をさらに拡大するため今回の中海干拓農地貸付あっせんの申請をされた案件でございます。この案件に先立ちまして6月8日木曜日、安松副委員長、地元委員の福田委員、事務局の堀江係長と私の4名で現地を確認し、現地が適正に耕作されているのを見届けました。また、営農計画等を協議、検討いたしました結果、委員会を開催するまでもないと判断いたしました。トータルして問題ないと判断したものでございまして、本案件を中海干拓あっせん適格者と判断いたしましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。経営の内容、概況で現在と5年後の経営計画、収支が出ておりますが、作型作物等も5年後いろいろ経過されて絞られたりして、今年度の余剰と5年後の余剰が900万から300万、改善と見るのか、安定的と見るのかわかりませんが、その辺り見えない背景というのがあるのかわかれば教えてくださいたいです。

農林振興課：種田 容子君

すいません、経営余剰の方が986万円あるのではないかとということで、それが経営が潤っているかどうかというご質問でよろしいですか。

32番 吉村 正君

5年後の余剰と現在の余剰の減少要因です。

農林振興課：種田 容子君

すいません、私にはお答えができかねます。

3 2 番 吉村 正君

赤字ではないので安定できております。よろしいです。

議 長：田中 通夫君

2 番 安松委員。

2 番 安松 智君

2 番 安松でございます。ちょっと関連しますが、営農計画書の様式の問題ではないかとは思います。

3 ページの現在の農業経営の状況は、(1) の経営面積を見ても水田が入っていたり、要するに干拓地以外の面積も入ったすべての農業経営の状況という書き方になっていますし、それから4 ページ 4 農業経営計画概ね5年後というのがすべてが(2) も干拓地の作付計画だとか、要するにすべてが干拓に関する書き方になっているという様式の問題もあって比較しにくいような感じになっているかなという気がします。先程吉村委員さんが言われたように前後が分かるような様式にされるとわかりやすくなっていいのかなと思います。

事務局：竹内 章二君

私もこの様式について、最初来たときにはもっと意味が分からなくて、あれこれ注文を出した結果でしたが、様式的にはしまね農業振興公社の様式で、本当にわかりづらい様式であります。要望はしております。一目見てわかるような形にしてほしいということは言っておりますが、実際実現するかはわかりません。4 ページの当初と5年後というのも、今現在の当初というのが、そのまた5年後になっていましたので、以前出していた当初の5年後とも数字が違っていました。その時その時の数字を作っておられたので、あくまでもこれは継続で増やしていくものですので、一番初めの当初計画でこの4 ページ目は作成してくださいというふうに委員会にかけける前に注文した結果がこれです。ですので、また追加等で増やされる可能性もありますので、もう少し公社とも話を詰めて皆さんにわかりやすい営農計画書にしていきたいと思っております。

1 4 番 根来 茂樹君

すいません。補足でございますが、我々干拓委員会といたしましては、対象となる会社が長期的に安定契約する、また事業意欲もきちんと持っている、販売先等もきちんとなっているところを見ているわけです。今回発表は致しませんが、この同族会社として奥さんが余った野菜を加工して販売する会社を持っておられます。これが2000万円くらいの収益がございます。また残土処理や真砂土採取の会社も持っておられ、企業的にそういうことも含めて、安定的な経営をしていると我々も見えております。出来るだけ中海干拓の遊休農地を解消したいという中で現地を見ましたが、きちんと作業を行っていて、これは信用に当たる企業ではないかと判断した所でございます。そのところをお含み頂きたいと思います。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第8 報第155号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第155号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。15ページから17ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第156号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。報第156号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。19ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、全て、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第157号 公共事業に伴う農地転用の届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。報第157号 公共工事に伴う農地転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地転用の例外である農地法施行規則第53条第5号による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページをご覧ください。今月の届出は1件です。

1番は、安来市長 近藤宏樹からで担当部署は管財課です。転用理由は、安来市役所伯太庁舎に来庁者用駐車場を建設するものです。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第36回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時20分)